

[普通] 建物賃貸借契約書（住居用）

【頭書】

契約締結日： 年 月 日

建物管理番号 | 契約番号 |

(1) 賃貸借の目的物件

名称・部屋No.	号室	建物種別	
所在地		間取り	賃貸借面積 m ²
建物構造	葺	階建	建築年月
光熱設備	電気	ガス	飲用水 汚水排水／雑排水
付帯設備			

(2) 賃貸借契約条件

契約期間	から起算して	まで	年	ヶ月間
月額費用				
項目	税抜金額	消費税	項目	税抜金額 消費税
家賃	0 円	0 円	敷金	0 円
共益費	0 円	0 円	礼金	0 円 0 円
駐車料	0 円	0 円		
			初回契約開始日	

(3) 費料等の支払いに関する事項

支払方法	振込払いの場合の振込先金融機関口座			
支払期日	金融機関名	支店名	種別	口座番号

(4) 所有者に関する事項

所有者氏名	所有者住所
-------	-------

(5) 管理の委託先

管理委託先 (丁)	商号または氏名	登録番号	免許 ○ 第号
	所在地(住所)	電話番号	

(6) 入居者に関する事項

氏名	生年月日・年齢	続柄	勤務先・学校名	連絡先電話番号
フリガナ			名称	携帯
			所在地	勤務先
フリガナ			名称	携帯
			所在地	勤務先
フリガナ			名称	携帯
			所在地	勤務先
フリガナ			名称	携帯
			所在地	勤務先
フリガナ			名称	携帯
			所在地	勤務先

(7) 敷地内駐車場の利用

駐車場番号	自動車メーカー名	車名	ナンバー(記入例: 宇都宮500 あ 12-34)	ボディカラー

(8) 連帯保証人の極度額

連帯保証人 | 極度額 | 制限なし | 家賃債務保証会社 | 利用なし

【署名印押】

貸主(甲)	
住所	
氏名	印

借主(乙)	
住所	
氏名	印
新居固定電話	
連絡先	携帯電話
	e-mail
勤務先	所在地
	名称 TEL

連帯保証人(丙)	
住所	
氏名	印
固定電話	統柄
連絡先	携帯電話
	e-mail
勤務先	所在地
	名称 TEL

連帯保証人(丙)	
住所	
氏名	印
固定電話	統柄
連絡先	携帯電話
	e-mail
勤務先	所在地
	名称 TEL

仲介する宅地建物取引業者	
所在地	
商号または名称	印
代表者の氏名	
免許番号	免許 ○ 第号
電話番号	
宅地建物取引士	
氏名	印
登録番号	
業務に従事する事務所	

仲介する宅地建物取引業者	
所在地	
商号または名称	印
代表者の氏名	
免許番号	() 第号
電話番号	
宅地建物取引士	
氏名	印
登録番号	
業務に従事する事務所	

賃貸借契約約款

貸主(以下甲という)ならびに借主(以下乙という)は、頭書(1)に記載する物件(以下本物件といふ)について、以下の条項により賃貸借契約(以下本契約といふ)を締結する。

第1条(用途及び使用)

- 乙は、本物件を住居以外の用途に使用することは出来ない。
- 乙は、本物件及び付帯設備の使用にあたり、善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

第2条(契約期間)

- 本契約の契約期間は、頭書(2)に記載する通りとする。
- 甲及び乙は、契約期間の満了に際し、協議の上本契約を更新することが出来る。その際、頭書(2)に更新料の定めがある場合、乙はその額を甲に支払うものとする。
- 本契約の更新に際し異議申立てを行う場合、甲は満了日の1年前から6カ月前までの間に、乙は満了日の1カ月前までに行う。

第3条(賃料等の支払い義務)

1. 月額家賃・共益費・駐車料・その他料金がある場合はその料金(以下賃料等といふ)は、頭書(2)の通りとし、頭書(3)に記載する支払方法、支払期日により毎月支払うものとする。但し、支払いに係る金融機関手数料については乙の負担とし、金融機関発行の振込伝票をもって領収の証とする。
2. 甲が特に定める場合、乙は賃料等の支払いに口座振替を利用することができる、その場合の口座振替日は乙の契約形態毎とする。
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料等は、当該月の日数の日割計算とする。
4. 本契約の賃料等が、物価、公租公課その他経済情勢の変動、あるいは近隣の賃料等に比較して不相応となった場合には、甲乙協議の上の賃料等を改定することが出来る。
5. 頭書(2)に表記する賃料等が、賃料に対し契約日における消費税率を乗じた金額である場合、甲及び乙は、消費税率の改定に伴い、改定前後の消費税差額分について賃料等が変動することに同意するものとする。

第4条（遅延損害金）

- 乙は前条1項の期日までに賃料等の全部、又は一部を支払わなかつた場合には、支払うべき日の翌日から起算して支払日に至るまでの日数に応じ、支払うべき金額に対し年利14.6%の遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 乙が賃料等の支払いを遅延したときは、甲は連帯保証人への督促等が行えるものとし、これらについて乙は異議申し立てを出来ず、又、このために要した費用は全額乙の負担とする。
- 本契約解約の際ににおいて、解約日を経過しても乙が本物件の明け渡しをしないとき、乙は明け渡しを完了する日までの間、本契約に定める賃料等の日割額の1.5倍に相当する損害金を、甲に支払わなければならない。

第5条（敷金及び礼金）

- 乙は、本契約締結時に頭書（2）に定める額の敷金を無利息にて甲に預託する。
- 甲は、乙が本契約満了し、完全なる明け渡しを完了したときは1ヶ月以内に敷金を返還する。但し、未払賃料等、特約条項、損害金などの債務があれば精算書をもってそれらを差し引き、その残額を乙に返還するものとする。
- 乙は、本契約の存続中、敷金をもってこれら賃料等その他の債務と相殺することは出来ない。
- 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡・委任・または担保に供することが出来ない。
- 乙は、本契約締結時に頭書（2）に定める額の礼金を甲に支払うものとする。但し、礼金は本契約が終了しても返還されない。

第6条（損害保険・共済会）

乙又はその入居者は、入居者の借家人賠償責任を担保する損害保険に加入するものとする。

第7条（禁止事項）

- 乙は、本物件に關し次の各号に定める行為を行つてはならない。
- 本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡、又は転貸（使用賃借を含む）すること
 - 本物件の改装・修理・その他原状を変更するような造作加工
 - 本物件の内外、または敷地内での看板・掲示物・広告等の貼付・設置
 - 爆発性もしくは易火性物品その他危険物の持込み搬入
 - 薬物類・刀剣・銃器その他法律で所持・乱用が制限された物品の違法所持
 - 階段・廊下等、共用部分への物品類の放置
 - 動物等の飼育または一時的持込み、大音量を発する楽器類の演奏、重量物の搬入、大声・振動・臭気の発散、けんか、麻雀あるいは賭博行為、その他近隣もしくは他の入居者の迷惑または危険となるような行為
 - 反社会的とみられる勢力への加入または関係者の出入り、宗教団体等への強制勧説活動、違法な製造・販売活動その他公序良俗に反する行為、及び公共生活の秩序を著しく害する行為

第8条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に對し、次の各号の事項を確約する。
- 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条（諸費用負担）

建物の公租公課は甲が負担する。また、毎月の賃料等の振込に要する費用は乙の負担とし、生活上の電気、ガス、上下水道料金、汲取料、町内会費等も乙又は入居者の負担とする。

第10条（甲への通知・届出事項と会社契約）

- 乙は、本物件を使用する入居者の構成に変更が生じる場合、予め甲の承諾を得なければならない。尚、増員の場合には住民票の写し等の本人確認書類を提出するものとする。
- 乙は、電話番号、勤務先、車両等入居時に乙が届け出た事項について新規に発生あるいは変更があったときは、速やかに甲へ通知しなければならない。
- 乙が入居中、本物件に修繕を要する状態を発見した際は、速やかに甲へ通知するとともに、甲の指示に従う。この通知を怠り、または遅延したことによって、本物件および建物等に損害を及ぼしたときは、借主はその損害を賠償しなければならない。

- 乙が法人の場合で、頭書（6）に定める入居者が転居等により本物件を使用しなくなった場合、本契約は終了するものとする。但し、事前に甲の承諾を得て別の入居者を入居させる場合は、この限りではない。

第11条（損害賠償）

- 乙、または乙の家族その他関係人が、本物件・他の賃借人もしくは第三者に対し、故意・過失により以下の各号に定める状況をもたらしたとき、乙は甲を含む被害者に対し、損害賠償の責を負わなければならない。
 - 本物件の諸造作、設備等を破損・故障せしめたとき
 - 本物件において心理的瑕疵を生じさせる行為（自死・犯罪・火災・事件・事故）を行ったとき
 - その他本物件及び敷地に損害を与えたとき
- 自然災害、火災、盗難等、甲の責に帰さない事由によって被った乙の損害については、甲はその賠償等一切の責任を負わない。

第12条（修理等の負担）

- 本物件の設備・諸造作等に關し、その維持保全に必要な修理箇所が生じた場合において、乙の故意過失により生じた場合の修繕費用については全額乙の負担とする。また、明らかに耐用年数の限界、又は自然損耗によるものと認められるものについては甲の負担とする。
- 前項の規定に基づいて甲が修繕を行う場合、甲は、予め乙に對しその旨を通知しなければならない。

第13条（期間内解約）

- 本契約存続期間中であっても、甲は乙に對し6ヶ月以上前に、乙は甲に對し1ヶ月以上前に、それぞれ書面による予告を行うことにより、予告した期日をもって本契約を解約することが出来る。
但し、乙は解約申入れの日から1ヶ月を経過する日までの賃料等を支払うことによって、同時に本契約を解約することも出来る。
- 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の到来前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了する。この場合、乙は契約終了日の翌日から、予告した解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、空室賃料として甲に支払うものとする。

第14条（契約の解除）

- 次の各号に掲げる事項のいずれかが発生した場合において、甲は催告をした上でなお改善がみられず、本契約の継続が困難であると判断した場合、本契約を解除することが出来る。
- 乙が入居申込書あるいは本契約書への虚偽の記載その他不正な手段により本物件へ入居したことが明らかになった場合
 - 乙が賃料等の支払いを30日以上にわたり滞納した場合、あるいはたびたび支払いの遅延が発生する場合
 - 乙が1ヶ月以上にわたり無断で本物件を不在にし、乙にこれ以上賃借の意思がないとみられる場合
 - 本物件内外を問わず犯罪・違法行為により警察当局の介入を生じさせたとき
 - その他、乙またはその同居人が本契約の各条項の定めに違反したとき

第15条（契約消滅）

天災、地変、土地収用その他甲の責に帰すことが出来ない事由により、物件の全部または一部が滅失もしくは破損し、通常の用途に供する事が出来なくなった場合において、本契約は当然終了する。また、そのことによって生じた乙の損害について、甲は一切その責任を負わないものとする。

第16条（明け渡し）

- 乙は、本契約の終了に際し、明け渡し日を甲に通知して明け渡しを行ふものとする。
- 明け渡しとは、乙が、本物件より乙の全所有物の搬出を行い、本物件に生じた破損・汚損箇所の修理修復を行い、室内外の清掃並びにゴミ・汚物等の撤去を行って原状に復し、賃料等・水道光熱費その他本物件に付帯する全未払い費用の精算を行い、鍵を甲に返却した時点を言う。
- 入居中のタバコの煙による汚損の補修費用は入居者の負担とする。また乙の義務として定められた補修工事は、原則として甲の指定する業者に依頼して行うものとする。
- 乙は明け渡し退居に際し、甲に對して造作物の買取、立退料その他名目の如何にかかわらず一切の費用を請求しないものとする。
- 退去時における乙の原状回復について、国土交通省のガイドラインに準拠する旨が管理細則にて定められる場合は、それに則って行うものとする。

第17条（物件への立ち入り）

- 乙は、甲の管理上必要な調査等に協力しなければならない。

- 乙が本物件敷地内の駐車場を利用する場合で、丁が本物件の車庫証明申請に係る書類発行事務を仲介した場合にかかる手数料。

- その他乙が本物件への居住に際し、乙の費用負担のもと、丁に対し特別な依頼を行つた場合に発生した費用。

第21条（個人情報に関する同意）

- 甲が個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者に該当する場合、乙（乙が法人の場合にはその入居者）及び丙は自身の個人情報が甲の個人情報保護に関するガイドラインに従つて利用されることに同意するものとする。
- 甲が個人情報に定める個人情報取扱事業者に該当しない場合であつても、甲は同法の趣旨を最大限尊重して乙（乙が法人の場合にはその入居者）、丙および緊急連絡先の個人情報を取り扱うものとし、乙および丙はこれに同意するものとする。
- 甲及び乙は、本契約を通じて知り得た相手方に関連する個人情報を適正に管理し、官公庁からの請求照会があつた場合又は本人の同意を得た場合を除き、本契約遂行上の目的以外の使用や、第三者への開示を行わないことに同意するものとする。又、甲及び乙は本契約の管理・運営上、第三者に對し業務の委託が必要となる場合には、委託者の責任において本内容を遵守させるものとする。

第22条（駐車場）

- 本物件に付随する駐車場を使用する場合、駐車箇所については甲又は丁の指示・指定に従うものとし、無断で指定箇所以外の敷地へ駐車してはならない。
- 駐車場内における車両の管理は乙又は入居者の責任において行うものとし、事故・盗難・物損・冬期の積雪・落雷等によるトラブルや乙の損害について、甲又は丁に明らかな帰責事由があると認められる場合を除き、甲および丁は責任を負わない。

第23条（管理の範囲）

- 入居者間又は近隣住人との紛争トラブルが発生した場合には、当事者の間で解決するものとし、甲又は丁は介入しない。

第24条（代理人交渉）

- 乙は、本物件・本契約の内容に關し、甲及び丁に對し弁護士以外の代理人による交渉を行うことは出来ない。但し、甲乙及び丁が認めた代理人、および乙が法人の場合、乙が本契約の管理事務を委託した社宅代行会社においてはこの限りではない。

第25条（法定外事項及び合意管轄）

- 本契約に定めのない事項については、民法上の規定あるいは慣習性に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。
- 本契約に起因する紛争に關し、訴訟の提起等裁判上の手続きを必要とする場合、本物件所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

特約条項 本特約の内容は、賃貸借契約の各条項に優先して適用されるものとします。

年	月	日	氏名	印
---	---	---	----	---

以上、契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印の上、各1通を保有する。